

電気通信事業ガバナンス検討会（第13回）

議事要旨

1 日時

令和3年12月14日（火）9時00分～10時55分

2 場所

Web開催

3 議事

（1）電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置について

- ・事務局より、資料13-1及び資料13-2に基づき、前回会合における主なご意見と対応（案）及び電気通信事業者等からのヒアリング結果について説明があった。
- ・事務局より、資料13-3に基づき、電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（検討中）について説明があった。
- ・各構成員及びオブザーバからの主な意見は以下のとおり。

【構成員からの主な意見】

電気通信事業法において、これまで重要な利用者情報として保護されていた通信の秘密については、個人情報であるかどうか問題になることはなかった。通信の秘密という狭い利用者情報を直罰で保護しているだけでは、通信に対する信頼を守るのが難しいために利用者情報の範囲を拡大していくという議論の経緯があるので、通信の秘密と個人情報の関係があまり問題にならなかったのと同じように、電気通信役務利用者情報と個人情報との間に重なりがあっても特に問題はないと考えられる。

利用者数が多いサービスにおいて情報漏えい等の事件が起きると、仮に情報漏えいや不適正な取扱いがごく一部だったとしても、非常に多くの利用者が不安を感じることになる。守らなければいけないものが通信の信頼である以上、利用者数を基準に大規模な事業者を規制するという方向性は、適切だと考えられる。

電気通信回線設備の制御機能をクラウド上で提供する場合の規律の在り方について、自らは電気通信サービスを提供しないが、電気通信事業者に対してネットワークの重要機能を提供する、ネットワークイネイプラーという立場の事業者に対して義務を課すという整理が良いのではないかと考える。5 Gの提供において、クラウドサービス事業者に限らない第三者がネットワークに必要な機能を電気通信事業者に対して提供するケースが出てきたときに適用できると考える。

電気通信設備の所在国や、電気通信役務利用者情報を取り扱う業務を委託する第三者の所在国を明記することが、利用者にとってそのサービスを選択するかしないかを判断する情報になると考えられる。

クラウドサービス事業者は、提供できるサービスを利用者との合意の中で提供するが、それは電気通信事業者に対しても同様と考えられる。電気通信回線設備の伝送交換の制御に係る機能の提供は、ローカル5 Gではあり得るかもしれないが、通常のキャリアベースの5 Gの場合は、5 Gの特性が壊れてしまうため実現が困難と思われる、そのようなネットワークイネイプラーが出てきたときには対応する、という将来的な観点を含む検討になるのではないかと考える。

電気通信事業者がクラウドサービスを活用する場合、バックエンドのクラウドサービスで様々なデータを蓄積したり管理したりすることは当然あり得る中で、電気通信事故が発生したときに、クラウドサービス事業者にも協力を求められる体制を整備していくことは重要と考える。

電気通信事業法と個人情報保護法の二重規制の懸念への回答として、利用者情報の保護がプライバシー保護につながることもありうるので、両者が全く違うものだという切り分けでは説明し切れない。ただし、国外の立法例においても、GDPRは個人データを一般的に保護するためのルールを設けていて、e プライバシー規則は特定の電子通信分野の上乗せ規定を設けているという立法例があることを踏まえると、分野特有の規律の中で個人に関する情報を保護するためのルールがあることについては、法律構造上の問題は特になくとも理解している。

電気通信事業者の利用者数という視点で議論が進んできているが、新しいサービスのイノベーションを阻害しないためには、単純に規模だけではなく、例えばスタートアップの期間は良いが、サービスを提供し始めて1年経過したら対応する必要がある、という規律のかけ方もあるのではないかと考える。

電気通信事業はグローバルで、他の国との連携は必須の状況になってきているので、グローバルの中で日本独自ではなく、しっかり連携できるような仕組みが必要なのではないかと思う。

前回と今回のヒアリング結果について、国内の事業者は、自身の事業の拡大の足かせになってほしくないという意図のコメントが多かった一方、外資系の事業者は、既にグローバルにビジネスを展開している立場でコメントしているので、大きくスタンスが異なるという印象を持った。ガバナンスの在り方は、国内・外資という差があるわけではなく、大規模な利用者を抱えている事業者がガバナンスを発揮すべきなので、両者の取組の差が出ないような適用の仕方が大事だと考える。

ネットワークイネイブラーと、利用者にサービスを提供する電気通信事業者の関係については、今後ダイナミックに変化していくことが容易に想定されるので、技術変化に柔軟に対応した適用ができるような工夫を期待したい。

大規模災害が起きたときの情報の扱い方やオペレーションの仕方について、制度が足かせになって、現場で対応ができなかったという案件が散見されていると思われるので、現行制度において対応の障壁になっている事項があれば、今後考慮してもらいたい。

設備規律はその設備を管理する事業者に対して適用されるので、利用者情報の規律は利用者情報を管理する事業者に適用されるというのがシンプルな考え方だと思う。利用者情報の多寡に応じて、電気通信役務を提供する者に対して直接的に規律をかけたほうが、現代の利用者情報を取り巻く課題に応えられるのではないかと考える。

重大事故のおそれのある事態の報告制度について、生命や身体に直接かかわる事態と比べて重要視されていないようにも見られることから、その重要性を改めて書くことで、報告の必要性がより明確に浮かび上がるのではないかと考える。

電気通信事業法の事業者に対する規律について、設備に対する規律から、機能を重視すべきであることや、利用者情報の取扱いが重要になってきているのではないかと議論が出てきており、時代の変化による制度の在り方の見直しにつながっている。他方、制度の在り方を変えることは大変なことであり、業法としての制約もあるということだと思う。今後の検討課題の中で、そうした状況変化に応じて制度の在り方を適時見直していくための検討が必要になってくる、という趣旨を入れることが望ましい。

電気通信事業法の規律対象について、「様々な電気通信役務にアクセスするための基盤的な役割を担う電気通信役務に該当する電気通信役務」と一般化して、現状においては検索サービスが該当する、としておけば、今後の技術やビジネスの展開、利用者数の変化等で新しいものができたときに、対応しやすいのではないかと考える。

利用者情報の保護は通信の固有の課題であるので、部分的に個人情報保護法と重なる領域があることは確かだが、通信への信頼感を守っていくために、電気通信事業法の観点からの規制が必要だと考える。事業者規制から利用者保護へとすることを志向していき、利用者情報の保護について機動的に検討していくことは、今後の検討課題に加えてもらいたい。

【オブザーバからの主な意見】

個人情報保護法の令和2年改正では、クッキー等の端末識別子を用いたターゲティング広告等のビジネスについても検討のスコープに位置づけつつ、イノベーションの阻害を避けるという観点から、まずは民間の自主ルール等による適切な運用が重要であると整理した。その上で、個人の権利利益との関係で看過し難い事態として、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される個人関連情報の第三者提供について、本人の同意が得られていること

の確認を義務づける改正を行い、来年4月の施行を予定している。また、国際的には、クッキー等の端末識別子によるオンライントラッキングについて、我が国からは個人情報委が参加しているG7各国のデータ保護機関が集まる対話の枠組みにおいて、事前同意によらない、よりプライバシーを重視したインターネットの構築に向けて技術開発が果たす役割を検討することになっているところでもある。今回の電気通信役務利用者情報の外部送信に関する規律については、具体的にどのような事象への対応を目的とするものであるのかが必ずしも明確ではなく、こういった個人情報保護委員会としての取組や国際的な動向とどのような関係があるのかについて、当委員会としてもよく確認させていただく必要がある。(個人情報保護委員会事務局)

(2) その他

- ・事務局より、今後の予定について説明があった。

以上